

令和 8 年度留学促進コーディネート業務委託仕様書

本仕様書は広島県（以下「県」という。）が実施する「令和 8 年度留学促進コーディネート業務」における業務内容及びその他業務仕様等を規定するものである。

1 業務の名称

令和 8 年度留学促進コーディネート業務（以下、「本業務」という。）

2 業務の目的

広島県教育委員会では、グローバル化する社会において生徒のグローバル・マインドの涵養や実践的コミュニケーション能力の育成を図ることを目的として、県立学校における海外姉妹校等交流や生徒の海外留学の促進に取り組んでいる。

しかし、コロナ禍により姉妹校との交流が途絶えた県立高等学校が 31 校（約 39%）あり、連携を取ろうとしても返答がない等、現在も交流が再開できていない状況である。これらの学校について、継続的な姉妹校等交流のため新規交流先を開拓する必要があるものの、教育委員会や教職員だけでは海外の学校とのネットワークが乏しく、新規交流先の開拓は非常に困難な状況である。

このため本業務では、支援の希望のあった県立学校において、姉妹校等との交流が新規で行われることを目指し、事業者になたな交流相手先の開拓等を依頼することで、継続的な交流につなげるとともに、既に交流を行っている学校においても、各学校のニーズに合致する新たな交流相手先との交流開始までの支援を行うことで、姉妹校等交流の活性化を図ることを目的とする。

留学者数は近年上昇傾向ではあるものの、コロナ禍前の水準に達していない。円安による留学の経済的負担増大により、この傾向が鈍化・減少に転じることが予想される。このため、高校生のニーズに合った、安価な留学プログラムを提供し、留学者数の増加を図る。

3 業務の期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

4 業務の概要

- (1) 県立学校の新規姉妹校等交流の支援
- (2) 県立高校生を対象とした短期留学プログラムの実施

5 業務内容

- (1) 県立学校の新規姉妹校等交流の支援

ア 趣旨

支援を希望する県立学校 17 校が各学校の希望に合った交流相手先候補校と新規に交流を開始するため支援を行う。

イ 業務の内容

- ① 支援を希望する県立学校の交流相手先候補校希望のヒアリング
 - ・ 県立学校担当者と打ち合わせを実施し、交流相手先に求める条件、希望内容を聴取する。
- ② 交流相手先候補校の開拓・選定・初期交渉
 - ・ 希望内容を踏まえ、交流対象として適切な候補校を開拓、選定する。
 - ・ 交流相手先候補校と連携し、交流意向や条件、具体的な交流希望内容の確認及び県立

学校が希望する内容との調整を行う。

③交流相手先候補校の紹介（県立学校 1 校当たり 2 校以上）

- ・交流相手先候補校を県立学校に対して、2 校以上紹介する。
- ・最低限、以下の事項については、県立学校の希望に沿った交流相手先候補校とすること。

「交流の方法（対面又はオンラインなど）」

「交流時期」

「交流頻度」

④交流開始までの県立学校からの相談対応

- ・交流開始に向けた手順の説明や交流相手先からの連絡が途絶えた時の対応等、県立学校からの相談に対応する。

⑤実績報告書の提出

- ・県立学校から聴き取った交流相手先候補校に求める条件及び希望内容、交流相手先候補校の開拓方法、紹介した交流相手先候補校名及び概要、交流開始までの県立学校からの相談の対応について記載した実績報告書を県へ提出する。

ウ 支援を希望する学校数及びその地域

別紙 1 のとおりとする。

※対面での交流が実現した際の県立学校側の渡航費は見積に含めないこと。

※本支援業務に係る一切の費用は、この仕様書に定めのあるものを除き、受託者の負担によることとする。

(2) 県立高校生等を対象とした短期留学プログラムの実施

次のとおり県立高校生等を対象とした短期留学プログラム 2 件を、企画・実施すること。

プログラム実施に係る一切の費用は、この仕様書に定めのあるものを除き、受託者の負担によることとする。

ア プログラム内容

プログラムごとのテーマは次のとおりとする。

テーマ	①留学入門編	②異文化理解
留学先	英語圏	
趣旨	留学期間を短くし、一般的なプログラムに比較して参加経費を低廉にするなど、留学未経験者でも参加しやすく、語学力向上に資するもの	現地でのホームステイや文化・歴史学習等を通じて、異文化への理解を深め、異文化間コミュニケーション能力の向上に資するもの
日数	7 日以上	9 日以上
形態	ホテルステイ又は寮滞在	ホームステイ、ホテルステイ又は寮滞在
要件	・現地の高校生等との交流 ・現地滞在期間の概ね 3 割以上、英語レッスンを組み込むこと ・現地での体験について、留学中に英語でプレゼンテーションをする場を設けること	・現地の高校生等との交流 ・現地滞在中にホームステイを組み込むこと ・現地の文化、歴史学習等に係る施設訪問の実施 ・現地での体験について、留学中に英語でディスカッション及びプレゼンテーションを行う場を設けること

※プログラム内容の詳細について、募集開始前に県と協議し、承諾を得た上で決定すること。

※留学先国・地域の選定について

- ・受託者が現地の安全管理体制を十分に構築できる留学先とすること。
- ・外務省が発表する危険情報レベル2以上の地域以外とすること。
- ・外務省が発表する感染症危険情報レベル3以上の地域以外とすること。
- ・英語圏とは、外務省ウェブサイトの国・地域別基礎データの言語欄に英語の記載がある国とする。
- ・①と②の留学先は別の国とする。

（募集開始後、状況が変化し、これらの基準を満たさなくなった場合は、プログラムを中止すること。）

イ 安全管理

- ・参加者の安全対策を最優先に危機管理体制を整備し、緊急時における関係者間の迅速な連絡、対応体制を確保すること。
- ・プログラムの訪問先や使用する航空会社、交通機関、食事等の手配は安全性を最優先に考慮し、信頼と実績のあるものを選定すること。
- ・渡航先の感染症の状況や感染防止策、感染した場合の現地の医療体制の確認のほか、帰国時の防疫措置の把握、帰国ルートの確保、海外旅行保険加入の徹底等に加え、渡航先での感染症等に感染した場合の対応やケア、支援体制、保護者の了解を十分確認するなど生徒の安全確保に万全を期すること。

ウ 募集人員

- ・各プログラムに最大30名が参加できるものとし、受託者において参加者の募集及び管理を行うこと。
- ・県は県立学校に対し、参加生徒募集の周知について協力するものとする。
- ・応募者が各プログラムの参加可能人数を超過する場合は、抽選により参加者を決定すること。
- ・参加者募集に当たり、プログラムごとの最少催行人員を別途定めることを可能とする。ただし、最少催行人員を満たさないことにより、実施しないこととなったプログラムの引率者等に係る費用については、当初契約金額から減じることとする。

エ プログラムの実施時期

春季休業中の実施を原則として、県と協議し、承諾を得た上で決定すること。

オ 参加経費

参加経費は参加者（生徒又はその保護者等）が負担することとし、受託者において、関係法令等に基づき適切に旅行契約等を締結すること。

ただし、プログラムの企画料及び引率者に係る経費については、本件委託業務の見積に含めること。

カ 参加者引率

参加者の引率は受託者において行うこととし、各プログラム2名以上の引率者を同行させること。引率者は最低2回以上の海外引率経験を有する者を選定すること。

キ 事前説明会・研修会

- ・参加生徒及び保護者を対象とした事前説明会及び研修会を最低1回は開催すること（同日開催可、対面開催）。内容は説明会及び研修会開催の1か月前までに県と協議し、承諾を得ることとし、最低限以下の内容を含めること。

①事前説明会

スケジュール、留学先国情報、宿泊先情報、留学中の注意事項、緊急連絡・危機管理体制、緊急時の行動に関する指導、外務省海外安全情報配信サービス、海外旅行保険

②事前研修会

参加生徒同士のアイスブレイク、英語研修

・事前説明会及び研修会の開催に係る会場手配及び必要物品等の手配、その他一切の手配は受託者の負担によることとする。

ク 実施報告等

・受託者は、発注者においてプログラムが行程表どおり実施されたことが確認できるよう、プログラム実施後に、プログラムの実施内容について、写真等を用いてまとめた報告書を作成し、県に提出すること。（プログラム参加生徒等の写真の使用承諾について、受託者において行うこと。）

・参加生徒にアンケートを行い、プログラム参加前後の生徒の意識の変化が確認できるようにすること。（アンケートの内容については県と協議し、承諾を得た上で決定すること。）

6 業務のスケジュール

 が業務の範囲

受託者は、以下のスケジュールに沿って業務を履行すること。

(1) 県立学校の新規姉妹校等交流の支援

業務内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
ヒアリング			→						
交流相手先候補校紹介				→					
交流開始支援				→					
姉妹校等交流・協定締結時の訪問等				→					

(2) 県立高校生を対象とした短期留学プログラムの実施

業務内容	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
プログラム内容決定			→						
広報・参加者募集・参加者決定				→					
事前研修・説明会							→		
プログラム実施									→

※春期休業中に実施する場合の例。

7 実施体制

上記の業務を実施するため、受託者は業務を統括する業務責任者1名を配置すること。また、この業務責任者とは別に4(1)(2)それぞれの業務について、適宜、県と打ち合わせを実施できる担当者を配置すること。契約締結後、1週間以内に業務体制図を県に提出すること。

8 実施状況の報告

本業務の開始から終了までの間、1か月に一度、別紙様式により、県に業務の実施状況を報告すること。

(別紙 1)

交流支援活用希望学校数等

1 交流支援活用希望学校数

17 校

2 交流希望地域

交流支援活用希望学校における、交流を希望する地域は次のとおり。

(1 校当たり 3 地域まで)

東アジア	5
東南アジア	11
その他アジア	2
オセアニア	8
ハワイ	4
北アメリカ	3
南アメリカ	2
ヨーロッパ	5
アフリカ	1
合計 (延べ数)	41

(別紙様式)

広島県教育委員会教育長様

(住 所)

(受注者名)

令和 8 年度留学促進コーディネート業務報告書 (令和 年 月分)

このことについて、次のとおり報告します。

1 各業務の実施状況

業務項目	実施状況
新規姉妹校連携支援	
短期留学プログラム	

2 その他特記事項

※必要に応じて関係資料を添付すること。